

## 学校生活について

### 1. 登下校

1. 始業時刻、下校時刻を厳守すること。  
始業時刻 8:30 下校時刻 16:50
  - ア. 活動延長届を提出した場合、または教員の付き添いがある場合は最終下校時刻を 18:30 とする。また、始業前に活動する場合は 7:30～8:20 とする。
  - イ. 休日に部活動以外で登校する場合は、あらかじめ許可を得ること。ただし、登校可能時間は 9:00～16:00 とし、時間を厳守すること。
2. 危険防止のため、自転車、バイク、自動車での登校は禁止とする。(保護者等の送迎は可)
3. 登下校の際は、定められた制服を着用する。ただし、特別な事情があり、異装で登校しなければならない場合については事前またはその日の登校時に生活指導部に申し出ること。

制服規定は次の通りとする。

#### 制服規定

1. 夏季(5月～10月)  
ズボン・スカート……学校指定のものとする(冬季も同じ)。  
シャツ……白ワイシャツまたは白のポロシャツとする。  
靴……運動靴または黒・茶系革靴(冬季も同じ)。
2. 冬季(10月～5月)  
上着……学校指定のものとする。  
シャツ……白ワイシャツとする。  
ネクタイ・リボン・バッジ……学校指定のものとする。
3. 1年を通して
  - ☆ 諸事情により、異装で登校する場合は、事前または当日登校時に生活指導部に申し出ること。
  - ☆ 制服に加工または装飾をすることを禁止とする。
  - ☆ セーター、カーディガン、コート、パーカー類の着用を認める。
  - ☆ 移行期間は夏季又は冬季、どちらかの規定に従うこと。
  - ☆ 式典は上着・ネクタイ・リボンを着用する。

## 2. 校内生活

- ア. 学校の用具・施設等にいたずらし、故意に破損または紛失させた場合は実費弁償とする。
- イ. 使用が認められた用具・施設以外を無断で使用してはならない。
- ウ. 次の場合は、事前に学校に届け出、許可を得ること。
  - ① 金品や署名を集めるとき。
  - ② 部活動等で校外活動をするとき。
  - ③ 掲示物を学校内外に掲示するとき。
  - ④ 学校の物品を校外に持ち出して使用するとき。
- エ. 学校利用者にとって学校生活の妨げになるような不要なものは学校に持ち込まない。

## 3. 校外生活

- ア. 交通法規、マナー等を遵守すること。
- イ. 夜間の外出は、急用のない限り避け、深夜外出をしないこと。
- ウ. アルバイトは学校の活動に支障がない限り、保護者の同意のもとに実施を認める。
- エ. 授業を欠席して免許取得することは禁ずる。  
免許取得時期に関しては、原則以下のようにする。
  - ① 自動車に関しては、3年の学年末考査終了以降。
  - ② 原付に関しては、1年の1学期終了以降。
- オ. 出島する場合、事前に学校所定の出島届を提出する。

## 4. 長期休業期間の出島について

- ア. 目的を明確にし、単なる余暇で終わらないようにすること。
- イ. 始業式前に余裕をもって帰島できるように、予定をたてること。

## 5. 特別指導項目について

以下に挙げる行為があった場合はいかなる場合でも厳しく対処する。

- ア. 喫煙・喫煙具所持
- イ. 飲酒
- ウ. 学校管理下におけるバイク乗車
- エ. 薬物等の不正使用・所持
- オ. 故意の器物破損等
- カ. いじめ・暴力行為
- キ. 窃盗

- ク. SNSの不適切使用
- ケ. 以上の該当項目に相当する行為に同席した場合
- コ. 定期考査中の不正行為
- サ. 学校の指導を無視または拒否した場合
- シ. その他の反社会的・非社会的行為、違法行為

#### 6. 頭髪について

頭髪に手を加えない。

#### 7. 身体装飾について

ピアスの禁止。

# 東京都立神津高等学校生徒会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は東京都立神津高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は生徒の自治活動を盛んにし、学校生活における相互の自主的向上をはかることを目的とする。

第3条 会員は東京都立神津高等学校生徒全員とする。

第4条 本会は次に挙げる機関を置く。

1. 生徒総会
2. 生徒会役員会
3. 黒潮祭実行委員会
4. 体育委員会
5. 図書委員会
6. 美化委員会
7. 選挙管理委員会
8. 文化部及び運動部・同好会

第5条 本会は次に挙げる役員を置き、執行機関は生徒会役員会とする。

1. 会長 1 名。2生から選出する。会長は生徒会を代表し、生徒会役員会の責任者を兼ね、生徒会活動の円滑な運営にあたる。
2. 副会長2名。内1名は1年生から選出する。副会長は会長の仕事を助け、会長に事故があるときはこれを代行する。
3. 書記2名。(1名でも良い。)書記は生徒会諸般の議事録を作り、会運営の資料を整える。
4. 会計2名。(1名でも良い。)生徒会諸般の会計事務に当たる。
5. 各委員会代表
6. 各部代表

第6条 役員は会員の不信任投票によって、解任される。不信任投票は生徒総会の決議によって実施される。全会員の3分の2以上の賛成があった場合、解任となる。

第7条 本会のすべての役員は、その任期は1年とする。ただし、生徒会役員においては、12月1日から翌年11月30日までとし、再任を妨げない。

## 第2章 生徒総会

- 第1条 生徒総会は本会の最高議決機関である。
- 第2条 生徒総会は全会員で構成し、会長が召集する。
- 第3条 総会は次の規定に基づき開催する。
1. 生徒総会は定期総会と臨時総会とに分ける。
  2. 定期総会は原則5月と12月に開く。
  3. 臨時総会は会員の3分の1以上の要求があった場合、また会長が招集した場合に開催する。
- 第4条 総会は次の事項を審議する。
1. 予算と決算
  2. 規約の改正
  3. 年間活動計画
  4. その他、本会の活動に関する必要事項。
- 第5条 総会は会員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 第6条 総会の議案の可否については、出席会員の3分の2以上の同意を必要とし、可否同数の場合は会長の決定に従う。

## 第3章 会計

- 第1条 会員は、会費として年額 2,000 円を納める。
- 第2条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第3条 予算を受けた各部においては、学年末に決算報告書を会計に提出しなければならない。
- 第4条 会計は、各部から提出された決算報告書をまとめて、生徒総会で報告しなければならない。

## 第4章 選挙管理委員会

- 第1条 各 HR から選出された選挙管理委員により構成され、選挙管理事務を遂行する。
- 第2条 選挙管理委員会が所轄する選挙は以下のものとする。
1. 生徒会役員選挙
  2. 生徒会役員の不信任に関する選挙
  3. その他総会で指定する選挙
- 第3条 選挙管理委員会は、生徒会役員選挙の投票日の公示を 3 週間前に行うものとする。
- 第4条 選挙管理委員会は役員選挙 1 週間前に立候補者の公示を行うものとする。

- 第5条 選挙管理委員会は立候補者の得票数が有効投票数の過半数に満たないとき、再選挙を行うものとする。
- 第6条 選挙管理委員は得票数が同数の場合、得票数が同数同士の立候補者で決選投票を行うものとする。
- 第7条 選挙管理委員は生徒会役員に欠員が生じた場合、新役員を再選しなければいけない。ただし、任期は残留期間とする。
- 第8条 選挙管理委員自身が生徒会役員に立候補する場合、所属クラスより立候補者以外の生徒を選挙管理委員として選出する。
- 第9条 選挙管理委員会は当選者の結果発表を行うものとする。

## 第5章 黒潮祭実行委員会

- 第1条 各学級から選出された黒潮祭実行委員が、黒潮祭の実行にあたる。

## 第6章 体育委員会

- 第1条 各 HR から選出された体育委員により構成され、体育授業の補助および体育的行事の企画・運営を行う。体育的行事とは、球技大会・村民大運動会等を指す。

## 第7章 図書委員会

- 第1条 各学級から選出された図書委員が、図書室の運営にあたる。

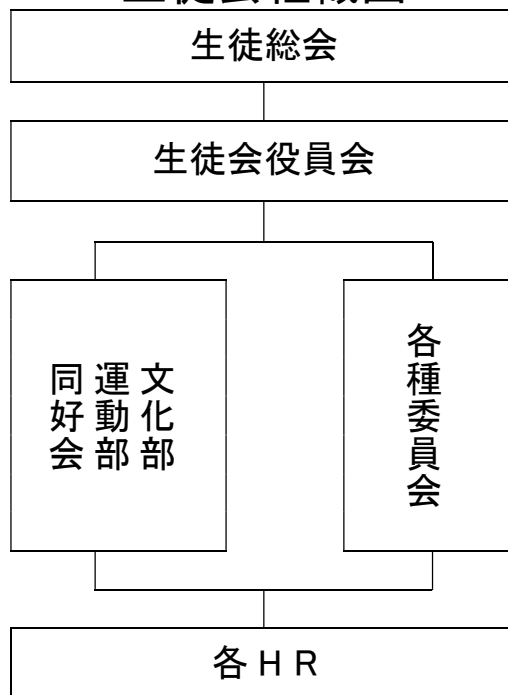
## 第8章 美化委員会

- 第1条 各学級から選出された美化委員が、学校内の衛生、環境美化、整備にあたる。

## 第9章 文化部・運動部・同好会

- 第1条 本校には次の部を設置する。( )の数字は休部年数
- 文化部 軽音楽・パソコン(3)・美術・家庭科・吹奏楽
- 運動部 サッカー・バレーボール・卓球・硬式テニス・野球(3)
- バドミントン・トレーニング・バスケットボール・剣道(3)
- 第2条 部活動規定については別に設ける。

## 生徒会組織図



## 生徒会の「決議文」

神津高校生徒会は、バイクの使用に関して以下のことを決議した。

- 一、バイクは、スピードとスリルを求める道具としてではなく、交通手段としてのみ利用することとする。その趣旨にのっとり神津高校生が利用するバイクは、免許取得も含めて排気量 50cc までとする。
- 一、バイクに乗る際は、次のことを遵守する。
  - スピードは出さない。
  - ヘルメットは必ず着用する。
  - 左側端を走行する。

もし、守っていない神津高校生を見かけたならば、その場でお互いに注意をしあう。

昭和 59 年 5 月 7 日

東京都立神津高等学校 生徒会

## PTA の「申し合わせ事項」

- 飲食店でのコンパ、宴会の禁止
- クラス会、コンパ等を開く場合は保護者の監督のもとに各家庭で行い、その際の門限は、午後 10 時までとする。
- 50cc を越えるバイクの乗車禁止。
- 自動二輪車運転免許の取得禁止。
- 乗車の際、ヘルメット着用の義務づけ。
- バイクの二人乗り禁止。
- 交通ルール違反を発見した場合は、厳しく注意する。
- 家庭においても、子どもの安全に注意を払う。
- 飲酒・喫煙行為を絶対にさせない。
- 夜 11 時以降の外出はさせない。

昭和 60 年 7 月 1 日

平成 17 年 6 月 13 日

一部追加

東京都立神津高等学校 PTA

## 選挙規定

- 第1条 会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名の役員を全会員より選出する。
- 第2条 会長は 2 年生より選出し、副会長 2 名の内 1 名は 1 年生より選出する。書記と会計については 1 名でもかまわない。
- 第3条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。
- 第4条 同会員が 2 役以上立候補することはできない。
- 第5条 立候補者は役員選挙の 10 日前までに選挙管理委員会に立候補を届け出、その確認を得なければならない。
- 第6条 立候補者の得票数が有効投票数の過半数をもって当選とする。

## 部活動規定

1. 部活動は本校の校則・生徒会規約のもとに、自主的、自発的に活動するものである。
2. 部への参加は自由であるが、できるだけ参加することが望ましい。参加にあたっては、3年間継続した活動を行うことを原則とする。
3. 同好会を含め、兼部を認める。
4. 活動は、各部が定める目的に向けて計画的に行なうこと。所定の活動計画書を提出すること。ただし、兼部している他部の活動を著しく妨げることがないように配慮すること。
5. 入部(会)・退部(会)に関しては、所定の方法で、顧問と担任に届け出を行うこと。
6. 平日の活動
  - ア. 定期考査 1 週間前及び考査期間中(最終日放課後を除く)の活動は、原則として禁止する。ただし、考査 1 週間以内に公式戦等がある場合に限り、活動を認めることもある。
  - イ. 顧問の付き添いがある場合の活動時間は次の通りとする。  
始業前 7:30～8:20  
放課後 18:20 まで
  - ウ. 活動する日は、原則再登校せず、放課後すぐに開始すること。ただし、再登校しなければならない場合の服装については、練習着等の着用を可とする。なお、部活動後の下校時の服装についても練習着等を可とする。
  - エ. 柔道場・剣道場を使用する場合は、翌月分の学校施設使用届(生徒用)を25日までに提出すること。他団体が使用する予定がない場合は、届け出を行わなくても使用してよい。
7. 休日及び長期休業中の活動
  - ア. 活動予定の前日までに顧問と相談し、活動について手続きをとる。活動時間は 9:00～16:00 とし、3 時間程度とする。
  - イ. 活動終了後は速やかに後片付けをし、顧問に連絡すること。
  - ウ. 休日に部活動で登校する場合は、顧問が認めたジャージ、部のユニフォームも可とする。
8. 同好会の設立は次の要件を満たすこと
  - ア. 教員が顧問として指導に当たること。
  - イ. 恒常的な活動目的があり、本校の施設内に活動の本拠をおくもの。

- ウ. 直近の生徒総会での承認を得る。
- 9. 同好会の平日及び休日の活動については、部活動と同じとする。
- 10. 部活動及び同好会の遠征にあたっては、参加同意書と緊急時の宿泊連絡先を顧問に提出すること。
- 11. 施設・器具を使用する場合は、顧問及び管理担当者の承認を得てから使用すること。
- 12. 使用する施設・器具は破損・汚損しないように努め、使用後は整備清掃を行うこと。
- 13. 休部、廃部・廃会について
  - ア. 年度開始時に所属する部員が 0 名の部、及び年度の途中に部員が 0 名になった部については活動が一時的に休止されたものとみなし、新たな部員が入部を希望するまでの期間を休部とする。
  - イ. 休部中の顧問は 1 名をあてる。
  - ウ. 同好会は部員が 0 名になった時点で廃会とする。
  - エ. 休部の状態が 3 年続いた場合は、3 年経過の年度末をもって廃部とする。
- 14. 休部中に年度途中から入部希望者が出た場合
  - ア. 入部届けを提出し承認後、授業日放課後の活動を認める。
  - イ. 新たな部員の入部後の活動実績が少ないことから、公式戦等への出場許可申請は原則翌年度から認める。

## HR 選出委員

各ホームルームに次の委員をおく。

- 黒潮祭実行委員(3名以上)
- 体育委員(男子1名以上、女子1名以上)
- 図書委員(2名以上)
- 美化委員(2名以上)
- 選挙管理委員(1名以上)

※ その他、各ホームルームにクラス代表(2名以上)をおくこと。クラス代表はクラス担任を補佐しホームルーム運営にあたる。また、クラス代表は防災活動支援隊を兼ねる。